



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 104 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
 - 105 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
 - 106 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (")
- 公告
 - 大規模小売店舗の届出の取下げ (商工振興課)

入札公告 (総務事務集中課)

告 示

和歌山県告示第104号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。
平成20年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106335	株式会社西川	和歌山市黒田359番地	西川恒夫	グリーン介護センター	和歌山市黒田359番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.2.1 (平成26.1.31)
3060190521	有限会社集い	和歌山市紀三井寺811-83	越野文弘	訪問看護ステーション明日香	和歌山市秋葉町13-7	訪問看護・介護予防訪問看護	平成20.2.1 (平成26.1.31)

和歌山県告示第105号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012250076	ケアセンターおたっしや倶楽部 田辺事業所	田辺市片町80番1中央ビル2F	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782番地	平成20.2.1	平成26.1.31

和歌山県告示第106号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3010100943	ハートケアサービス	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	和歌山市新中島155-2 プチハ05 102号	和歌山市南出島28-16	平成19.12.3

30110001 91	社会福祉法人苜憩 会ホームヘルプく れしえんど	居宅介護 重度訪問介護	事業所の名称	社会福祉法人苜憩会生活支 援部居宅生活支援班	社会福祉法人苜憩会ホーム ヘルプくれしえんど	平成 19.10.1
			事業所の所在地	橋本市隅田町中島266-2 ピア・サラ102号室	橋本市野560-6 サンメゾ ン橋本2番館9201号	
30113000 21	ケアランドかつら ぎ	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	伊都郡かつらぎ町新田116- 5	伊都郡かつらぎ町大藪136- 2	平成 19.12.3

公 告

公 告

次の大規模小売店舗について、平成19年11月30日付けで大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定によりなされた届出が取り下げられたので、次のとおり公告する。

平成20年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）マツゲン西庄店
和歌山市西庄字妙見441番1 他7筆
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
平成19年12月14日（和歌山県告示第1379号）
- 3 取下げ年月日
平成20年1月22日
- 4 取下げを行う理由
計画の見直しのため

入 札 公 告

役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

平成20年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度及び番号
平成20年度 案件番号02081002125号
 - (2) 調達役務の名称
和歌山県広報誌「県民の友」印刷業務
 - (3) 調達役務の特質等
入札説明書による。
 - (4) 納入期限
仕様書による。
 - (5) 納入場所

仕様書による。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「軽印刷・オフセット印刷」に登録されている者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県出納局総務事務集中課
 - (2) 期間
平成20年2月5日（火）から平成20年3月17日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
3の(1)に同じ。
 - (2) 期間
3の(2)に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県出納局総務事務集中課入札室
 - イ 入札日時
平成20年3月24日（月）午前10時35分から
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成20年3月24日午前10時までに出納局総務事務集中課に必着するように行わなければ

ばならない。

6 電子入札

本件は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は、次のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成20年3月21日（金）午前10時から同年3月24日（月）午前10時30分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

入札は、1部当たりの単価で行う。落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位以下の端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停

止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、くじを引かない者又は電子入札を利用した者があるときは、これらの者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県出納局総務事務集中課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否
否

(5) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、調達手続を停止等することがある。

(6) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

「Kenmin no Tomo」Printing ; 1 Unit

(2) Time limit for tender : 10:35a.m. 24 March 2008

(3) Contact point for the notice : Business Center Division,

Treasury Bureau, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8
585
TEL 073-441-2294